

# 小金井市農業振興計画

(令和4(2022)年3月策定)

## VI 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想 (改正)

令和5(2023)年9月変更

小金井市

## **VI 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想**

## VI | 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、本市が目標とする将来像を実現するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条に基づき、東京都農業振興基本方針及び本市の関連する計画を踏まえ、以下に基本構想を定めます。

### 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

本計画終了時（令和12年度）の目標指標を以下のとおり設定します。

#### 1 農家数

令和2年の農家数は127戸（令和2年農林業センサス\*）であり、平成22年と比較すると10年間で42戸（約25%）減少しています。今後も減少傾向が続くものと考えられますが、本計画に基づく施策を講じることによって減少率を20%に抑え、令和12年度の農家数102戸を目標とします。

目標指数	現状値	目標値
農家数	127戸	102戸
農地面積	62.8ha	52.4ha
認定農業者数	24戸	19戸
認証農業者数	5戸	10戸
新規就農者数	2人	3人

#### 2 農地面積

令和3年1月1日の農地面積は62.8ha（固定資産概要調書）であり、平成23年から令和3年まで約16.3ha、平均で年約2.3%の減少が続いています。今後も相続等のやむを得ない事情による農地の減少などが想定されます。本計画に基づく施策を講じることにより減少率を年約2%に抑え、令和12年度の農地面積を52.4ha確保することを目標とします。

#### 3 認定農業者数・認証農業者数・新規就農者数

令和2年度の自らの農業経営に積極的かつ意欲的に取り組む認定農業者数は24戸で、農家戸数の約19%、市独自基準の認証農業者数は5戸で、農家戸数の約4%です。農地面積が減少していく中、農業経営は更に厳しい環境となることが予想されますが、今後も積極的に認定農業者制度の啓発を行うとともに、認定農業者の経営改善計画の達成に向けて、国・都の支援策等を活用するほか、引き続き市独自の支援策を重点的に行っていくことにより、令和12年度の認定農業者は19戸（農家総数の約19%）、市独自基準の認証農業者は10戸（農家総数の約10%）を目標とします。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に努めます。

本市の令和2年度の新規就農者は2人、過去5年間の平均は約2人となっています。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を約2倍とする目標がありますが、本市の状況を鑑み年間3人程度の当該青年等の確保を目標とします。

本市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。

また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター\*、JA東京むさし、市内生産団体等と連携しながら重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

## 4 農業所得目標と労働力・労働時間

本市が設定した目標とする将来像を目指し、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成します。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市において成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

## 2

### 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、小金井市における主要な営農類型は次のとおりです。

なお、効率的かつ安定的な農業経営に示された農業労働時間及び農業所得目標が達成可能となる主要な営農類型を有効に組み合わせた複合経営も考えられます。

また、経営管理の方法については、複式簿記記帳により経営と家計との分離を図ることや青色申告の実施を推進します。農業従事の態様については、家族経営協定による給料制や休日制の導入、農繁期の援農ボランティアや臨時雇用従事者の活用を図ります。

## 1 地域農業をリードする経営体モデル（所得目標800～1,000万円）

営農類型	耕地面積 作付面積	主な生産品目等	労働力 (人)	所得目標 (万円)	主な施設・設備
市場（契約） 出荷型野菜経営	耕地面積 150a（施設30a） 作付面積 300a（施設100a）	ダイコン、キャベツ、ホウレンソウ、コマツナ、トマト、ブロッコリー等	2.5 （雇用1）	1,000	トラクター、シーダーマルチャー、移植機、予冷機、
契約 + 直売型野菜経営	耕地面積 80a（施設5a） 作付面積 80a（施設5a）	トマト、ナス、キュウリ、スイートコーン、エダマメ、ブロッコリー、ダイコン、ホウレンソウ等	2	800	パイプハウス
果樹経営（直売）	耕地面積 100a 作付面積 100a	日本ナシ、ブドウ、ブルーベリー、カキ等	2 +（雇用1）	800	果樹棚、スピードスプレーヤー、スプリンクラー
鉢花 + 花壇苗経営	耕地面積 30a（施設15a） 作付面積 30a（施設15a）	シクラメン、サイネリア、ノースポール、ジュリアン、パンジー、マリーゴールド、インパチエンス等	2 +（雇用1）	1,000	パイプハウス
緑化木の 生産と流通を行う 経営	耕地面積 150a 作付面積 150a	ハナミズキ、サクラ、モミジ、ベニカナメ、モッコク、キンモクセイ、サザンカ、ツバキ、コニファー類、グランドカバー等	2 +（雇用1）	1,000	パワーショベル、クレーン付きトラック、根切りチェーンソー

## 2 地域農業を担う経営体モデル（所得目標500～700万円）

営農類型	耕地面積 作付面積	主な生産品目等	労働力 (人)	所得目標 (万円)	主な施設・設備
野菜経営 (直売)	耕地面積 80a 作付面積 80a(露地)	トマト、ナス、キュウリ、 ダイコン、コマツナ、ホウ レンソウ、ジャガイモ等	1.5	500	
果樹経営 (直売)	耕地面積 80a 作付面積 80a	キウイフルーツ、日本ナ シ、ブルーベリー、カキ、 ブドウ等	2.5	500	果樹棚等
緑化用 苗木生産を行う 経営	耕地面積 150a 施設2a 作付面積 150a 施設2a	ハナミズキ、ケヤキ、サツ キ、バニカナメ、モミジ、 ツツジ等	2	700	パワーシャベル、クレーン付きトラック、 トラクター
鉢花 + 花壇苗	耕地面積 30a(施設10a) 作付面積 30a(施設10a)	鉢物、花壇用苗木等	2	500	パイプハウス

## 3 地域農業の拡がりを支える経営体モデル（所得目標300万円）

営農類型	耕地面積 作付面積	主な生産品目等	労働力 (人)	所得目標 (万円)	主な施設・設備
多品目の 野菜、花卉等経営	耕地面積 60a 作付面積 80a	トマト、ナス、キュウリ、ダ イコン、コマツナ、ホウレン ソウ、ジャガイモ、カジュア ルフラワー、ウコッケイ等	2	300	ビニールハウス、トラクター、直売所、 堆肥場
野菜の直売 (加工品)と 体験農園の 複合経営	耕地面積 60a、 80a(体験農園を含む。) 施設30a 作付け面積 60a、 80a 施設30a	多品目	2	300	パイプハウス、トラクター、播種機、 動力噴霧器、体験農園10a
緑化用 苗木生産を 中心とした 経営	耕地面積 60a 施設2a 作付面積 60a 施設2a	ツツジ、サツキ等	2	300	パイプハウス、動力噴霧器
果樹経営 (直売)	耕地面積 50a 作付面積 50a	ブドウ、日本ナシ、ブルーベ リー、クリ、カキ、キウイフ ルーツ等	2	300	管理機、動力噴霧機、防葉シャッター

#### 4 小金井市独自の指標

上記 ①～③に示した農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者認定基準としての営農類型とは別に、市単独の助成対象として認証するため、所得200万円の経営体モデルを想定します。

本市の農業は、農地規模は決して広くありませんが、消費地の中にあり市場立地としては恵まれています。しかし、様々な理由により、営農意欲の高い農業者ばかりではないのが現状です。

そのため、より多くの農業者の意欲をかきたてるため、本市独自の経営体モデルを設けます。

また、ここに示した経営体モデルの他にも、営農類型の様々な組み合わせや体験農園等との複合経営、新たな取組によるものや、商業者との連携した加工品の製造等の他業種との連携による経営等も想定されます。

##### 小金井市独自の経営体モデル（所得目標200万円）

営農類型	耕地面積 作付面積	労働力 (人)	主な施設・機械
果樹経営	耕地面積 50 a 作付面積 50 a	2	管理機、動力噴霧器
多品目の野菜販売	耕地面積 20 a 作付面積 35 a	2	耕耘機、動力噴霧器、パイプハウス
植木、苗木生産を中心とした経営	耕地面積 50 a 作付面積 50 a	2	動力噴霧器、パイプハウス

### 3

#### 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については、2に示す「(3) 地域農業の拡がりを支える経営体モデル」を指標とします。

### 4

#### 2及び3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

##### 1 農業を担う者の確保・育成の考え方及び取組

農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、新たに農業を営もうとする青年等や生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した技術を有した人材の確保・育成に努めます。このため、認定・認証農業者制度、認定新規就農者及びそれらの認定等を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに農業経営・就農支援センター、中央農業改良普及センター、JA東京むさし等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善として家族経営協定制度の推進や市の援農ボランティア事業等を通して援農ボランティアを育成し、援農ボランティア制度を活用した労働力の確保等の促進を図ります。

加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など、農業生産に係わる多様な人材が地域に定着し、活躍できるよう、関係機関と連携し、必要な情報の提供等の支援を行います。

## 2 関係機関との連携及び役割分担

市は、東京都、東京都農業会議、小金井市農業委員会、JA東京むさし等の関係機関と連携しながら、市が主体として全体的な管理及び推進を行い、就農等希望者への情報提供や相談対応、農地等のあつせん、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- ① 市は、JA東京むさし等と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センター等へ情報提供します。
- ② 小金井市農業委員会は、東京都農業会議等と連携して、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応・情報提供等を行います。

## 5

### 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

令和2年度における認定農業者の1戸当たりの平均所有面積は約64aです。令和12年度の認定農業者数の目標19戸から、認定農業者の所有面積は約12.2haとなります。そのため、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標はおおむね次のとおりです。

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
23%	

備考：12.2ha<sup>\*1)</sup> / 52.4ha<sup>\*2)</sup> = 23%

\*1) 12.2ha：令和12年の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地

\*2) 52.4ha：令和12年の小金井市の農地面積

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じて、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借の促進と農作業受委託等の取組を促進します。

その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りながら、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じていきます。

## 6

### 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

全域市街化区域のため、本事業は該当しません。

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとします。